

農業集落排水処理施設接続について

市では農業集落排水事業を現在6地区（名古屋、成井、地蔵原新田、横山、馬乗里、新田、堀籠、奈土、津富浦、久井崎、稻荷山、中野、柴田の一部）で実施しています。

対象の地域にお住まいで未接続の方は、農業集落排水処理施設への接続をご検討ください。

なお、使用開始までのフローは、以下のとおりとなります。

1. 受益者分担金の納入（200,000円）
2. 公共柵設置工事（個人負担となります。設置済の場合もあります）
3. 宅内排水設備工事（個人負担となります）
4. 使用開始届（使用料については下表のとおりとなります）

	金額
①基本料金（1戸あたり）	2,200円
②人数割料金（1人あたり）	550円



令和3年10月発行
成田市 経済部 農政課
TEL 0476-20-1542

【接続済の方へ 登録住所・使用人数の変更について】

市役所市民課で住所異動（転出・転入・転居）、戸籍の届出（出生・死亡）の手続きを行っただけでは、農業集落排水の住所や使用人数の変更になりません。**市役所農政課で手続き**をお願いします。

毎月15日までのため、日付を**さかのぼっての届出はできません**ので、ご注意ください。